

《求人者・求職者の皆様へ》

許可番号 23-ユ-302879

- 取扱い職種の範囲

●取扱地域

●手数料に関する事項
- 政令で定める範囲内の職種全て

国内全域

下記、手数料表(税別)の通り。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者	
一般型		
求人を受け付ける時の事務費用	(手数料負担者は、求人者 とします。)	1, 000 円
求人受理後、求人・求職者に提供する紹介サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (手数料負担者は、求人者 とします。)	
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該就職者の就職後1年間に支払われた賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30 % (手数料負担者は、求人者 とします。)	
サーチ・スカウト型		
求人を受け付ける時の事務費用	(手数料負担者は、求人者 とします。)	2, 000 円
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金 活動1日当たり または活動1日時間あたり	100, 000 円 10, 000 円 2, 000 円
求人受理後、求人・求職者に提供する紹介サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 35 % (手数料負担者は、求人者 とします。)	

再就職支援型		
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索	着手金	30, 000 円
	活動1日当たり	30, 000 円
	または活動1日時間あたり	4, 000 円
	(手数料負担者は、関係雇用主とします。)	
求人受理後、求人・求職者に提供する 紹介サービス 【職業紹介サービス】	成功報酬	
	【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】	
	職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	35 %
	【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】	
	当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の	35 %
	(手数料負担者は、求人者 とします。)	

※手数料は求職者から徴収しません。

◎苦情の処理に関する事項

・求職者または求人者からの苦情については、誠意を持って対応致します。

苦情申出先： 職業紹介責任者 ANGELINE TANDIAS 連絡先052-715-9171

◎個人情報の取扱いに関する事項

・当事業所の「個人情報適正管理規定」は次のとおりです。

- 第1条
個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、人材コンサルティング事業部の職員とする。
個人情報取扱い責任者は職業紹介責任者 ANGELINE TANDIAS とする。
- 第2条
職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 第3条
取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 第4条
求職者等の個人情報に関しては、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者 ANGELINE TANDIAS とする。

株式会社ワン・ブルー・キャリア
代表取締役 長瀬信彦